

監 査 第 5 2 号

令和 2 年 8 月 1 2 日

四日市市長 森 智 広 様

四日市市監査委員 加 藤 光

同 廣 田 正 文

同 森 川 慎

同 荒 木 美 幸

令和元年度健全化判断比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により令和元年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

令和元年度 健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、算定された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和 2年7月21日から令和 2年8月7日まで

3 審査の方法

この健全化判断比率審査は、四日市市監査基準に基づき、市長から審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかに主眼をおいて実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、健全化判断比率を算定するための算定様式の記載事項について、決算書、財政状況調査表（決算統計）、関係部局が作成した算定根拠資料、関係書類等との照合、確認を行った。

更に、算定手順等の妥当性を確認するために、関係職員からの説明及び聴取を実施した。

4 審査の結果

(1) 総括

審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、上記の手續により審査した限りにおいて、関係法令等に基づき、いずれも適正に算定及び作成されているものと認められた。

比 率	平 成 30 年度	令 和 元年度
実質赤字比率	—	—
連結実質赤字比率	—	—
実質公債費比率	6.2	4.2
将来負担比率	— (△5.2)	— (△11.1)

早期健全化 基 準	財政再生 基 準
11.25	20.0
16.25	30.0
25.0	35.0
350.0	—

(単位：%)

- (注) 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、実質赤字額、連結実質赤字額及び実質的な将来負担額がない場合は「—」で表示される。
- 2 実質公債費比率は、18%以上となると市債発行は許可制となる。
- 3 将来負担比率について財政再生基準はなく、350%を超えると財政健全化計画を作成しなければならない。
- 4 早期健全化基準及び財政再生基準の数値は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められている。

(2) 各比率について

① 実質赤字比率について

実質赤字額は、引き続き発生していない。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字額は、引き続き発生していない。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、前年度と比べ2.0ポイント改善され、4.2%となった。これは、一般会計等で発行した地方債の元利償還金が減少したことに加え、税収等の増加に伴い標準財政規模が増加したことによる。

早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを引き続き下回っている。法令に定められた市債発行の許可基準である18.0%も引き続き下回っている。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は、本制度による審査が始まった平成19年度（比率は186.1%）以後初めてのマイナス数値となった前年度と比べ5.9ポイント改善され、△11.1%となった。これは、一般会計等の地方債残高の減少等により将来負担額が減少したことによる。

早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを引き続き下回っている。

(3) 意見

令和元年度の健全化判断比率の各指標は、税収の増や地方債の元利償還金の減等により、更に良い水準へと推移しており、いずれも早期健全化基準を大きく下回っている。

① 健全化判断比率が良いときだからこそ、事業の効果について厳しく精査を行い、市民への還元をより効率的に充実させること。

② これらの指標に係る数値だけでなく、本市の将来ビジョンに向けてどのような財政運営が望まれるのかという展望を持ち、短期的な行政需要や財政状況のみで施策の必要性を考えるのではなく、長期的な財政計画を構築しながら計画的な財政運営を行うこと。

③ これらの指標だけを見ても市民からは財政状況の良否などが分かりづらく、また、各会計のリスクは見えづらい。12月の「広報よっかいち」による財政公表では、これらの指標が法律で定められた意義とともに、近隣又は同格の都市との比較やリスクなどについても掲載し、市民に分かりやすく情報提供すること。